仏弟子ピリンダヴァッチャ（Pilindavaccha）の研究

――金華鬘因縁譚と盗賊因縁譚を中心に――

圓　　妃　菜　子

【目次】

0．はじめに
1．神通力の行使を咎められなかったピリンダヴァッチャの２つの因縁譚
　1-1. 金華鬘因縁譚
　1-2. 盗賊因縁譚
2．おわりに

0．はじめに

多くの比丘・比丘尼が所属するサンガは、秩序が乱れぬよう律という規則を設けていた。そこには生活のルールのような軽微な注意事項から人として行ってはならない重い禁止事項までが制定されており、これを破った場合には段階に応じた罰則が科せられた。このような規則を守り、「阿羅漢」となることを目指すのが、部派の比丘・比丘尼たちの一般的な姿であった。それにも関わらず、事あるごとに「罰せられるべきである」と比丘から指摘される阿羅漢比丘がいた。ピリンダヴァッチャ（Pilindavaccha）という人物である。

ピリンダヴァッチャはサンガに属しているものの、世尊と八大声聞を除く全ての人を「シュードラ」と呼ぶ、失礼な癖がある①。論書ではピリンダヴァッチャを名指しして、「瞋恚の名残（瞋恚習②）の代表」や「身・口業の先に知恵が無い（身・口業先無智慧③）」と説明されているが、世尊からは叱責されていない。

またピリンダヴァッチャは神通力に秀でており、頻繁に行使しているがこれも世尊から叱責を受けておらず、珍しい比丘にあたる。中には、彼の神通力行使を肯定的に捉えようとする律文献もあり、それは、神通力の行使については極めて抑制的であろうとした世尊教団の姿勢から見ると異質である。

ピリンダヴァッチャは上述の通り阿羅漢であり、神通力を自在に操ることができる。彼とそ

の活躍は広く知られていたようで、パーリ律蔵から漢文諸律に至るまで、主要な律のほとんどに登場する。それにも関わらず、管見の及ぶ限り、この比丘に言及する先行研究は極めて少なく、またこの比丘を中心として取り上げた研究も皆無と言える。

そこで筆者は、この比丘に言及した資料を可能な限り収集して全て和訳し、整理を行った④。ここにその一部を開示する⑤。

そして本稿では、神通力を扱う因縁譚２つに着目し、比較、検討した上で、彼の神通力を見聞した者の反応の相違を探りたい。

以下は収集したピリンダヴァッチャに言及する文献を表にしたものである⑥。下表の中、漢訳文献は『大正新脩大蔵経』、パーリ文献はPTS版を用いた⑦。その他の使用文献については参考文献一覧をご覧いただきたい。

文献＼因縁譚	七日薬	金華鬘	盗賊	首陀羅	前世	人物評
『パーリ律』	Mv.VI.15.9.	Mv.VI.15.4-8.	Pārājikā.II.67.			
『五分律』（T.vol.22. no.1421）	31b21-c13.	30c25-31b21.				
『四分律』（T.vol.22. no.1428）	870b03-24.		980a12-b06.			
『十誦律』（T.vol.23. no.1435）	185a16-b10.		432c23-433a16.			
『有部律』（T.vol.23. no.1442）	Bhaiṣajyavastu I x-I xi. I xiii-I xiv.		650b19-652c01.			
『摩訶僧祇律』（T.vol.22. no.1425）	⑧	467a29-b19.	467b20-c11.	467c19-468a29.		
『大智度論』（T.vol.25. no.1509）				71a17-b02.	649b27-650a06.	251a18-b06.
『大毘婆沙論』（T.vol.27. no.1545）				77a22-c09.		
『蓮華文句』（T.vol.34. no.1718）				16c18-2.		
Udānaṃ				Ud.6.		
Dhammapada				Bv.408.		
Therāpadāna					2,15.1-13. 40,388.1-206.	

文献＼因縁譚	七日薬	金華鬘	盗賊	首陀羅	前世	人物評
Etadagga vagga						EVI. xiv.3.
『増一阿含経』（T.vol.2. no.0125）						557c04–05.
『具徳経』（T.vol.2. no.0126）						832a02–03.
Sumāgadhāvadāna						SumAv14. 134–137.
『給孤長者女得度因縁経』（T.vol.2. no.0130）						850c09–15.
Theragāthā						Th.9.

1．神通力の行使を咎められなかったピリンダヴァッチャの２つの因縁譚

1-1. 金華鬘因縁譚

本稿で金華鬘因縁譚と呼ぶ話は、『パーリ律』や『五分律』、そして『摩訶僧祇律』に含まれる。以下、『パーリ律』における金華鬘因縁譚の概要を示すが、他の資料との比較が容易なように番号を付すことにする⑨。

【P-①⑩】ある村で祝祭があり、少女たちは着飾り、華鬘を飾って遊んでいた（… tasmiṃ gāmake ussavo hoti, dārikā alaṃkatā mālākitā kīḷanti⑪）。

【P-②】しかし、他の子どもが着飾り華鬘を飾っているのを見て、「私に華鬘を与えよ、私に飾りを与えよ」と言って泣いている少女がいた（aññe dārake alaṃkate mālākite passitvā rodati: mālaṃ me detha, alaṃkāraṃ me dethā 'ti.）。

【P-③】仏弟子ピリンダヴァッチャは、少女が泣いている理由が、貧困のゆえである⑫と知る。

【P-④】ピリンダヴァッチャは、草の輪（tiṇaṇḍupakaṃ）を作って少女に与え、それを神通力でもって黄金の華鬘（suvaṇṇamālā）に変えた。それは王の後宮にも見当たらないほどの（n' atthi tādisā rañño pi antepure）美しさであった⑬。

【P-⑤】人々は、その少女が黄金の華鬘を身に着けているのを知り、「貧しいのだから、盗ってきたのは疑いない（kuto tassa duggatassa. nissaṃsayaṃ corikāya ābhatā 'ti⑭）」と誤解した。その結果、守園人の家族は王に捕縛されてしまった。

【P-⑥】具寿ピリンダヴァッチャは、近隣の住民から「尊者よ、黄金の華鬘［を所持していた］故に、王が捕縛させたのです」と［聞くと］、ビンビサーラの住処に近づき、近づいて後、

用意された坐具に座った[15]。

【P-⑦】「盗ってきたのは疑いない（nissaṃsayaṃ corikāya ābhatā 'ti[16]）」とするビンビサーラ王の誤解を解くため、具寿ピリンダヴァッチャは、ビンビサーラ王の重閣に対して「黄金となれ」と念じて（adhimucci[17]）神通力を行使すると、それ（重閣）は全てが黄金となった（atha kho āyasmā Pilindavaccho rañño Māgadhassa Seniyassa Bimbisārassa pāsādaṃ suvaṇṇan ti adhimucci, so ahosi sabbo sovaṇṇamayo）。

【P-⑧】重閣を黄金と化して後、ピリンダヴァッチャは、「大王よ、これほど多くの黄金をどうやって〔得たのですか〕（idaṃ pana te mahārāja tāvabahuṃ suvaṇṇaṃ kuto 'ti）」と問う。「尊者よ、『これは具寿の神通の威力である』と解った（aññātaṃ bhante, ayyassa eso iddhānubhāvo 'ti[18]）」と言って、守園人の家族を解放した。

以上が、本稿で金華鬘因縁譚と呼ぶ話である。ここに示した要約は『パーリ律』に含まれる話であるが、『五分律』と『摩訶僧祇律』に含まれる話も、この筋書きから大きく逸脱はしない。

さて、上述の『パーリ律』版の要約では、ピリンダヴァッチャは「２回」神通力を行使している。１回目は、少女が泣いているのを見て、華鬘を作り出す際の行使である。２回目は、「黄金の華鬘は少女たちが盗んだもの」という疑いを晴らすための行使である。そして、それらの神通力の行使に対して、比丘たちからの非難の言葉が無いことも指摘しておきたい。

それでは以下に、『パーリ律』版と他の両資料との比較を行う。まず『五分律[19]』は、筋書は殆ど同じであるがいくつか相違点も見いだせる。そのうち、大きな相違点だけを下方に列挙する。なお、便宜上、箇条書き冒頭に付す番号は、上述の『パーリ律』版の概要を示した際に用いたエピソード番号と一致させる。

【五-①②③】ほぼ同じと見なして良い。

【五-④】ピリンダヴァッチャ（畢陵伽婆蹉）が変化させた黄金の華鬘が２種類である点（便結草變成二金華鬘）が異なる[20]が、それ以外はほぼ同様である。

【五-⑤】もほぼ同じだが、ある人が黄金の華鬘のことを知り、憎しみや嫉みが生じ（時有一人、見生憎嫉…[21]）、ビンビサーラ王に告げ口をする。告げ口した者の心の内に言及する描写[22]は、パーリ律には見当たらない。

【五-⑥】『五分律』で、ピリンダヴァッチャがビンビサーラのところに至るまでの筋書きは、パーリ律と異なる。例えば、ピリンダヴァッチャが最初に向かうのは、王ではなく、牢獄の典獄官（牢獄を監督する官吏）のところである。ピリンダヴァッチャは、黄金の華鬘が神通力に

よって変化させたものであることを説明するが典獄官は信じない。そこで、ピリンダヴァッチャは、座具を黄金に変えた（畢陵伽即變其所坐皆作金床[23]…）。すると、典獄官は恐怖する（便大惶怖[24]）と同時に、事情を理解する。しかし、典獄官は少女の親の事情を知らず、ピリンダヴァッチャは、事情を知る王のもとへ飛来する（畢陵伽即爲滅已、飛往王所住於空中[25]）。

【五-⑦】空中にとどまっているピリンダヴァッチャを、楼閣の上にいた王は見て、礼拝をし、何用かを尋ねる（時王在高樓上、見即作禮問言、「大德、以何故來[26]」）。彼は、王にこたえて、華鬘は私が草を変化させたものだから、守園人（少女の親）を解放してほしいと願った（…我所以來。願爲放出」。…「我結草作、非是伏藏[27]」）。しかし、王はそれを信じなかったため、ピリンダヴァッチャは杖で楼閣の柱を叩き、黄金の楼閣に変化させた（王言、「結草作金、無有是處」。時畢陵伽便以杖叩王樓柱、即化成金樓[28]）。

【五-⑧】ほぼ同様である。

以上が、『五分律』がパーリ律と異なる点である。筋はほぼ同じであるが、細部が異なる。特に、『五分律』では典獄と王との両名に、少女の親の解放を頼んでいる。その際にも、神通力を3回用いているため、ピリンダヴァッチャは合計4回神通力を行使したことになる。すなわち、(1) 黄金の華鬘、(2) 金の床、(3) 飛行、(4) 黄金の楼閣である。

さらに、『五分律』では神通力を行使する際に特に言及がなかったが、『パーリ律』では、宮殿を黄金に化作する際に、念じること（adhimucci）への言及がある。

最後に、『パーリ律』と『五分律』におけるこの話では、神通力行使について、比丘たちからの非難や叱責は見当たらない、という点で一致していることを指摘しておく。

さて、次に、『摩訶僧祇律』での金華鬘因縁譚について確認する。『摩訶僧祇律』では、ピリンダヴァッチャ（畢陵伽婆蹉：『五分律』と全く同じ）を主要人物とする因縁譚を「三婆蹉（3つのヴァッチャ）」としてまとめている。その中身は「金華鬘因縁譚」「盗賊因縁譚」「首陀羅因縁譚」となり、「三婆蹉者」から始まり、「是名『三婆蹉』」と締められる[29]。以下、『摩訶僧祇律』での金華鬘の話と『パーリ律』との相違点をさぐる。

【摩-①②③④】『パーリ律』とほぼ同様である。相違点としては、泣いている少女の親が守園人ではなく「放牧家」である点や、ピリンダヴァッチャが化作して与えたものが、服や装飾品全般であり、華鬘だけでなかった[30]点が異なる。

【摩-⑤⑥】大きく異なる点は、王が少女を召喚するだけでなく（…即喚女問[31]）、ピリンダヴァッチャも呼び出している点である（王即喚比丘來問[32]）。

【摩-⑦⑧】『パーリ律』と大筋では一致するが、異なる点もある。異なる点は、「王が少女から

の回答を信じる」という点、そして、ピリンダヴァッチャに黄金の出所を「王が質問する」という点である。その後、王の質問に答えるため、ピリンダヴァッチャは杖で壁や床を打ち、一切を黄金に化作すると（比丘即捉杖打壁打床、一切化成金[33]）、王は事情を理解してピリンダヴァッチャと少女を帰した。

なお、『摩訶僧祇律』の、王による「どこでこの美しい黄金を得たのか（尊者何處得此好金）」という質問と、『パーリ律』のピリンダヴァッチャによる「これほど多くの黄金をどうやって〔得たのですか〕（idaṃ pana te mahārāja tāvabahuṃ suvaṇṇaṃ kuto 'ti）」という質問とが類似する点も興味深い。

以上、『パーリ律』の①～⑧までの話を『摩訶僧祇律』と対照して相違点を示した。しかし、『摩訶僧祇律』は⑧のエピソードよりも後の、すなわち、『パーリ律』にも『五分律』にも含まれていない話を記述する。その記述は以下である。

便宜上、これらのエピソード番号を❾から⓫とする。

【摩-❾】ピリンダヴァッチャが神通力を現じて、放牧家の少女が捕らわれたことを見聞きした比丘たちは、彼に懺悔をさせようとして羯磨を開くため参集した。比丘たちが集まっている理由を尋ねる世尊に、彼らは、ピリンダヴァッチャのことを報告した[34]。

【摩-❿】世尊はピリンダヴァッチャに「汝が神通力を現じて放牧家の娘が捕まることになったのか」と問う（佛問畢陵伽婆蹉、「汝實現異令牧牛女被執耶[35]」）。すると、ピリンダヴァッチャは「わざと神通力を現じて放牧家の娘が捕まることになったのではない。慈しみの心で現じただけである（「世尊、我不故現異令牧牛女被執。我慈心故耳[36]」）」と答えた。

【摩-⓫】これを聞いた世尊は「ピリンダヴァッチャは大神足の理由を考慮し、無罪である」とした（佛言、「畢陵伽婆蹉大神足故無罪[37]」）。

以上が、確認できた全ての金華鬘因縁譚の概要である。『摩訶僧祇律』のみ、ピリンダヴァッチャによる神通力行使の話が比丘たちや世尊まで届き、罪ではないかと問われる。結果として「無罪」とされるが、その根拠は「慈しみの心に基づく神通力の行使だったから」である。

『パーリ律』は『五分律』と同じく杖を使って神通力を行使するが、『パーリ律』だけが「念じて（adhimucci）」として心に言及する。このように、伝承によって神通力の顕現方法は違っている[38]。

神通力を行使したピリンダヴァッチャが、比丘たちによって「懺悔すべき」と問責される因縁譚は、この金華鬘の話だけではない。次に見る盗賊因縁譚も、彼の人助けが裏目に出て、比

丘たちから「懺悔すべき」と世尊に報告されている。

1-2. 盗賊因縁譚

本稿で盗賊因縁譚と呼ぶのは、子どもや品物を攫った盗賊に対して、ピリンダヴァッチャが神通力を行使して、「盗られたものを盗り返す」話である。『五分律』には掲載されないため、前節1-1金華鬘因縁譚と同様、『パーリ律』を中心にして、他の律文献とを比較する。

まずは『パーリ律』当該箇所[39]は短いため、拙訳を以下に示す。

『パーリ律』（Parājika, II. 67）

【P-①】また、そのとき、実にバーラーナシーにおいて、具寿ピリンダヴァッチャに仕えていた家が盗賊たちに押し入られ、その家の２人の子どもが攫われた。

【P-②】そこで、具寿ピリンダヴァッチャは神通力によって（iddhiyā）その子どもたちを連れ戻し、重閣に置いた。人々はその子どもたちを見て、「これが聖者（ayyassa）ピリンダヴァッチャの神通の威力（iddhānubhāvo）である」と言って、具寿ピリンダヴァッチャを仰信した。

【P-③】［しかし、］比丘たちは不機嫌になり失望して悪く言った。「具寿ピリンダヴァッチャはどうして、盗賊たちが攫った子どもたちを連れ戻そうとするのか（kathaṃ hi nāma āyasmā Pilindavaccho corehi nīte dārake ānessati …）」と。［比丘たちは］このことを世尊に報告した。

【P-④】［世尊は、］「比丘たちよ、神通力を有する者が神通力の範囲において［行使することは］無犯である」と（anāpatti bhikkhave iddhimantassa iddhivisaye 'ti）。

どのような状況で神通力を行使したのか詳細は記載されない。しかし、ピリンダヴァッチャは、盗賊に攫われた子ども２人を取り返すことに成功している。ピリンダヴァッチャの神通力に対して、バーラーナシーの住民は感銘を受けている。一方、攫われた子らを取り戻さんとするピリンダヴァッチャの行動を非難する比丘もいた。

その根拠はおそらく、ピリンダヴァッチャの行動が、「他人（盗賊）の所有物（誘拐された子ら）を盗むこと」に他ならず、それは不偸盗戒に抵触するからであろう。

比丘たちの告発を聞いて後、世尊は、ピリンダヴァッチャの不偸盗の犯戒（盗られたものを、盗り返すという行為）には言及しない。そして、世尊は今回の神通力の行使に言及し、「神通力を有する者が神通力の範囲において（iddhivisaye）〔行使することは〕」という条件を付けて、「無犯」とする。もっとも、比丘からの告発と世尊の回答は噛み合っていないように見え、その点は問題が残る。

以上が『パーリ律』における盗賊因縁譚である。この話を詳説する律は複数存在し、世尊に

よるピリンダヴァッチャの神通力の行使に対する判定も異なっている。

まずは、『四分律』における当該箇所[40]の概要を以下に示す。

・『四分律』の「盗賊因縁譚」

【四-①】ピリンダヴァッチャ（畢陵伽婆蹉）には檀越（修行生活を支えてくれる在家信者）がいて、その檀越には２人の子がいた。その子らは、ピリンダヴァッチャに懐いていた。しかし、ある日、この子らは盗賊によって攫われてしまった（後異時、此二小兒、爲賊偸去[41]）。

【四-②】ピリンダヴァッチャは、涕泣する檀越から事情を聴いた。そこでピリンダヴァッチャは寺に戻り、思惟し入定すると、「清浄過人天眼[42]」によって子どもを見つけた。賊はガンジス川（恒水）で船に乗っており、去っていくところであった（賊偸在恒水中、乘船而去[43]）。そこで、腕を曲げ伸ばしする際［に現れたり消えたりする力こぶ[44]］のように（譬如人屈申臂頃[45]）、ピリンダヴァッチャは寺内から消えてガンジス川に浮かぶ賊の船の中に立った（從寺内沒至恒水賊船中立[46]）。そして彼は、子らを連れて、神通力によって重閣の上に来た（小兒見即歡喜、來抱脚。婆蹉即以神足、合小兒持來、著閣上房中[47]）。その後、彼は檀越のもとに行くと、重閣の上の房の中を探すよう勧めた。そして、檀越はそこに居た子どもと再会を果たした。檀越は大変喜び「賊に連れ去られたわが子を、ピリンダヴァッチャが連れ戻してくれた（「我兒爲賊所偸、而今畢陵伽婆蹉爲我將來[48]」）」と述べた。

【四-③】この話を聞いた少欲の比丘は、「なぜ賊が盗んだ子どもを、ピリンダヴァッチャは奪ったのか」と言って責めた（時諸比丘聞。中有少欲知足行頭陀、樂學戒、知慚愧者、嫌責畢陵伽婆蹉言、「云何賊、偸他兒去、而奪來耶[49]」）。これを聞き、疑問を持ったピリンダヴァッチャは世尊のもとへ行き、経緯を話した。

【四-④】事情を知った世尊は、ピリンダヴァッチャに「どのような心により、子どもを［賊から］取ったのか（汝以何心取[50]）」と尋ねると、彼は「慈しみの心でもって取りました。盗む意図はありません」と答えた（答言、「慈心取、無有盜意[51]」）。これを聞いた世尊は、「ピリンダヴァッチャは無犯である。しかし、このようなことを為すべきではない」と述べた（佛言、「無犯、而不應作如是事[52]」）。

以上が『四分律』の盗賊因縁譚である。『パーリ律』の盗賊因縁譚がピリンダヴァッチャの神通力の行使について、「神通力を有する者が神通力の範囲において［行使することは］無犯である」と（anāpatti bhikkhave iddhimantassa iddhivisaye 'ti）するのに比べ、『四分律』では「慈しみの心」という使用理由に基づく「無犯」の判定のように見え、異なりがみられる。

しかも、世尊が、しばしば初犯者への諫言として用いる文句である「このようなことは行う

べきではない（不應作如是事）」という定型句を添えており、無犯の理由は「初犯であったから」でもあったと見ることもできる。そういう点でも、『パーリ律』とは異なると判る。

完全に無罪とするもの、初犯だから無罪とされるものに分かれることが分かったところで、『摩訶僧祇律』の盗賊因縁譚を検討する。

・『摩訶僧祇律』の「盗賊因縁譚」

『摩訶僧祇律』での盗賊因縁譚の冒頭は、『パーリ律』と『五分律』の金華鬘因縁譚の冒頭にも組み込まれていた「ビンビサーラ王から守園人を受け取り、村（集落）が出来上がった」という話から始まる[53]。

すなわち、ビンビサーラ王が、自ら房舎を建てているピリンダヴァッチャの姿を見て、守園人（ここでは寺院を保守管理する者を指す）の提供を申し出る。ピリンダヴァッチャは何度もそれを断るが、最終的に、守園人たち全員が五戒を守ることを条件に、提供を受けたという話である。以下、それからの話を要約して示す。

【摩-①】次第に守園人の集落は富み栄えて、ついに外から賊が来るようになり、婦女や財物が掠奪された（聚落殷富、遂致外賊來劫抄掠婦女及財物[54]）。

【摩-②】集落の者たちがピリンダヴァッチャに相談すると、ピリンダヴァッチャは慈心定に入って賊が駆け去るのを発見すると（尊者畢陵伽婆蹉、入慈心定見賊驅去[55]）、「シュードラよ、なにゆえ私の園民を脅かすか（比丘語賊言、「首陀羅、汝何故劫我園民[56]」）」と言って、瞬時に大穴（城の堀のようなもの？）を化作し、守園人と賊とを、此岸と彼岸とに分けた（即化作大坑、使園民在此岸賊在彼岸[57]）。そして、「シュードラ（首陀羅）よ、汝は去れ」と言い（語言、「首陀羅、汝去[58]」）、[賊たちを脅かした]。

【摩-③】これ聞いた比丘たちは、「ピリンダヴァッチャは賊から強奪した。挙羯磨を行う必要がある（畢陵伽婆蹉賊復劫賊、應作擧羯磨[59]）」として、直ちに、比丘サンガが集まり、この事件を検討した（即集比丘僧檢校此事[60]）。そこに神通力によって来訪した世尊は、事情を知りながらも敢えて、比丘たちから経緯を聞いた（時世尊乘神足來、知而故問、「汝作何等[61]」）。世尊はピリンダヴァッチャに「[賊から強奪したのは] 本当のことか（汝實爾不[62]）」と問うた。すると、ピリンダヴァッチャは「私は賊から強奪したのではありません。集落の者たちが泣いて私に告げに来たのです。慈しみの心の故です」と答えた（答言、「世尊、我不賊復劫賊。但聚落人民啼來告我、我慈心故[63]」）。

【摩-④】世尊は「これは大神足であり、無罪である（是大神足無罪[64]）」とした。

以上が、『摩訶僧祇律』での盗賊因縁譚である。『四分律』と同様、『パーリ律』よりも記述が詳しく、ピリンダヴァッチャによる神通力の行使についても、『四分律』と同じく「無罪」とするが、『摩訶僧祇律』は、最後に、盗賊から神通力でもって盗品を奪い返すことを「行うべきではない」とする指示が見当たらない。その点で、『四分律』とは異なる。

・『十誦律』の盗賊因縁譚

盗賊因縁譚に登場する賊は、その活動の場として、陸上と船上との二種があったようだ。『十誦律』では両方の賊の話が含まれる。まずは、『十誦律』の１つ目の盗賊因縁譚の概要を見る[65]。

【十 A-①[66]】ピリンダヴァッチャ（畢陵伽婆蹉）がいつも訪れる檀越の家には、１人の子どもがおり（有一小兒）、ピリンダヴァッチャに接足礼拝をした。この子が水場の岸辺で遊んでいると、船で賊がやってきて、この子を連れ去った[67]。

【十 A-②】ピリンダヴァッチャはこれを天眼で見ると、すぐに禅定に入り、神通力を行使して船の舳先に立った（長老畢陵伽婆蹉以天眼見即入禪定、以神通力在船頭立[68]）。その子がいつも通り、接足礼拝してピリンダヴァッチャの片方の足をつかんだ時、彼はその子を連れて飛び去り、［その子の］家に到着した[69]。

【十 A-③】比丘たちはピリンダヴァッチャに、「お前は波羅夷（僧団追放）である」と告げ、「この子は賊のものなのに、お前はそれを奪ったからである」と指摘した[70]。ピリンダヴァッチャに疑問が生じ、世尊にこのことを伝えた。世尊も、知ってはいたが敢えて、「どのようにして助けたのか」と質問した（佛知故問、「汝云何救[71]」）。ピリンダヴァッチャは、「神通力によってです（我以神通力[72]）」と答えた。

【十 A-④】世尊は、「もし神通力によって助けたのなら無罪である」と述べた（佛言、「若以神通力救無罪[73]」）。

以上、子どもが船に乗った盗賊に攫われたところをピリンダヴァッチャが奪い返す話である。比丘たちが、彼を波羅夷（僧団追放）罪だとする根拠は、「偸盗を犯した」からである。世尊は、この場合の神通力の行使は無罪だとするが、その際、『四分律』や『摩訶僧祇律』のように「慈しみの心」などの動機には言及がない。その点では、『パーリ律』に近いように見える。以下は２つ目の『十誦律』盗賊因縁譚である[74]。

【十 B-①】ビンビサーラ王は竹林園の側に500人の守園人の集落があった。ここには、賊が強

盗に来るのが常だった。

【十 B-②】ピリンダヴァッチャは、「[集落の] 人が賊に害され続けるくらいなら、これを行使すべきだ（寧可使此人爲賊所嬈害耶[75]）」と考え、禅定に入り、神通力で高い塀を造った（即入禪定、以神通力作高垣牆[76]）。賊は夜に訪れて、塀を越えるための梯子をかけようとしたが、地面に着く前に夜が明けてしまい、賊は怖くなってこれを捨てて去った（賊夜來作高梯、未辦地以了、賊便怖畏捨去[77]）。

【十 B-③】比丘たちはピリンダヴァッチャに、「お前は波羅夷（僧団追放）である（汝得波羅夷）」と告げ、「賊が来て集落を破壊しようとしたが、お前が［その機会を］奪ったからだ（賊來壞聚落、汝便奪故[78]）」と説明した。これ以降の話は【十 A-③】と逐語的に一致するので省略する。

【十 B-④】も【十 A-④】と逐語的に一致するので、省略する。

以上が、『十誦律』の２つ目の盗賊因縁譚である。ここでもピリンダヴァッチャは神通力を行使して集落の人々を守るが、比丘たちは「賊が集落を壊す（襲う）機会を奪ったから波羅夷である」と指摘する。この指摘は、現代人には滑稽に見えるが、部派の出家者の目指すところは無執着であるので、どちらにも肩入れしない、という選択肢も正当である。

・『根本説一切有部毘奈耶』の盗賊因縁譚

最後に、義浄訳『根本説一切有部毘奈耶』（以下、『有部律』）に含まれる盗賊因縁譚の検討に入る。『十誦律』と同じく『有部律』にも２つの話が含まれ、繋がりを感じさせるが、筋書は同じではない。また、『有部律』の話は比較的分量が多い。１つ目は、ピリンダヴァッチャ（畢隣陀婆蹉）の妻の妹の息子が盗賊に攫われ、その子を救う際に神通力を行使する話。２つ目が、他の資料と同様、ビンビサーラ王から500人の守園人が贈られ、彼らの集落に賊が入ったため、賊から守るという話であり、これら２つの話の間に別の話は介在していないため、前半と後半と見ても良い。以下、『有部律』の１つ目の盗賊因縁譚の概要を示す[79]。

【有 A-①】ピリンダヴァッチャの外甥（妻の妹の息子）は、仏教を直に学ぶため、竹林精舎へ通っていた。その通学途中、賊に襲われ、船の中に連れ去られてしまった（往竹林中、被秋賊劫。將安置船中沿流欲去[80]）。その子の従者は急いで戻り、その子の父親（ピリンダヴァッチャの義妹の夫）に報告をした。父親は急いで影勝（ビンビサーラ）王のもとに行き、事情を説明し、賊を捕縛するよう願い出た。王は未生怨（アジャータサットゥ）王子に「急いで賊を捕らえ、バラモンの子を救え」と命じた。しかし、そのバラモンを以前から嫌っていた王子は、急いで

出発しようとしなかった。

【有 A-②】天女がピリンダヴァッチャを敬っており、「あなたの外甥が賊に連れ去られました」と伝えた。ピリンダヴァッチャは次のように考えた。「この子を私が救わねば、子と父母には離苦が生じるし、［仏教を］敬信せぬ者はこの知らせを聞いて喜び、敬信してきた者は後悔するだろう。また、［竹林精舎までを］行き来する者は賊に連れ去られると思い、誰も竹林に入ろうとはしなくなる。私は今、神通力を示すべきだ（此之外甥我不救者、子與父母各生離苦、不敬信人聞而心悦。其敬信者或生追悔。往來之者被賊將去、誰復更肯入竹林中。我今宜可現神通力[81]）」と。

そこで、ピリンダヴァッチャは神通力により船のすぐ近くに到着すると、賊の船は逃げることができなくなった。賊は、ピリンダヴァッチャが岸の近くに立っているのに気づき、彼に「聖者よ、なぜ私を悩ますのか（聖者、何因惱我[82]）」と言った。ピリンダヴァッチャは「お前が悪しきあり方で私を悩ませているのであり、私がお前を悩ませているのではない。このような聖法を示さなければ、そのバラモンの子は永く連れ去られたままとなってしまう（汝以惡法而惱於我、非我惱汝。若我不證如是聖法、婆羅門子永被將去[83]）」というと、賊は子どもを解放し、ピリンダヴァッチャも神通力を控えた（是時聖者遂攝神力[84]）。解放されて父母のもとに戻る途中、その子は、未生怨王子が軍勢を整えて王舎城から出るところに行き当たった。未生怨王子は、その子に「誰が汝を取り返したのか」と尋ね、その子が「私の叔父のピリンダヴァッチャである」と答えると、未生怨王子は喜び、「我が国にはこのような大智聖者がいる。威力を具え、現在および未来世に、諸々の欲望を滅し尽す御方だ（時未生怨心生歡喜高聲唱言、「我等今者快得善利。於我國中得有如是大智聖者具諸威力、於現法中及未來世、諸漏永盡[85]）」と、ピリンダヴァッチャを讃嘆しつつ帰還した。

【有 A-③】王子の帰還に居合わせた六群比丘（六衆苾芻[86]）は、王子がピリンダヴァッチャを讃嘆する理由を知り、ピリンダヴァッチャの行為が犯罪であると考え、「私たちは彼のもとに行き、悔過させよう（我等往彼、令其悔過）」と言い合って、ピリンダヴァッチャのもとに行き次のように言った。「［あなたの］慈しみの心が普遍的でないとは知らなかった。親族には愍念をいだき、その秋賊には忍耐できなかった［のだから］。また、［あなたは］他人が手にした物を強奪した。あなたは既に罪を犯している。だから、しかるべく悔過すべきである（我實不知有慈不遍。於親族處愍念將來、於彼秋賊心生不忍、又他所攝物強奪將來。仁既犯罪、可如法悔[87]）」と。しかし、ピリンダヴァッチャが「罪だと見ていない（我不見罪）」として同意しなかったため、六群比丘は会議（捨置羯磨）を開催してピリンダヴァッチャを罪に問おうとする。しかし、身子（シャーリプトラ）は、「些細なことで耆徳たちを煩わせてはならない。世尊に質問せよ（具壽、勿以小緣惱亂耆德。然、薄伽梵是一切智見、於無上智境得大自在能斷他疑、汝可諮問[88]）」と提案

する。

【有 A-④】世尊は知ってはいたが敢えて、ピリンダヴァッチャに経緯を尋ねた。「どんな心で神通力を現じてバラモンの子を奪い返したのか（汝、以何心現神通力取婆羅門子[89]）」と。すると、ピリンダヴァッチャは出来事の詳細を述べた（時畢隣陀婆蹉具以其事白佛[90]）。それを聞いた世尊は、「この心で神通力を現じたピリンダヴァッチャは無犯である（畢隣陀婆蹉若作此心現神力者無犯[91]）」と比丘たちに告げた。

以上が、『有部律』に含まれる１つ目の盗賊因縁譚である。【有 A-④】の最後で、世尊が「無犯」の判断材料としたピリンダヴァッチャの心とは、おそらく「この子を私が救わねば、子と父母には離苦が生じるし、［仏教を］敬信せぬ者はこの知らせを聞いて喜び、敬信してきた者は後悔するだろう。また、［竹林精舎までを］行き来する者は賊に連れ去られると思い、誰も竹林に入ろうとはしなくなる。私は今、神通力を示すべきだ（此之外甥我不救者、子與父母各生離苦、不敬信人聞而心悦。其敬信者或生追悔。往來之者被賊將去、誰復更肯入竹林中。我今宜可現神通力[92]）」という【有 A-②】で語られた内容であろう。

注目できるのは、『有部律』が、ピリンダヴァッチャを告発する比丘たちを、悪比丘の代表である「六群比丘（六衆苾芻）」だったとする点である。ここから、『有部律』が、ピリンダヴァッチャの神通力行使の適・不適よりも、この告発自体を「不適切」として示そうとする姿勢を看取できる。実際、ピリンダヴァッチャの神通力行使の理由と、世尊の最終判断は非常に簡潔な表現で済まされている。

さて、以下は『有部律』の２つ目の盗賊因縁譚[93]の検討である。これは１つ目が終了した直後に接続して置かれている。その話の冒頭は、金華鬘因縁譚にも、そして、他の資料が掲載する盗賊因縁譚にも出てきた「頻毘娑羅（ビンビサーラ）王によるピリンダヴァッチャへの守園人の布施」の話である。

【有 B-①】頻毘娑羅（ビンビサーラ）王が、ピリンダヴァッチャが自ら建物を修復しているのを見て、作業に従事する者の提供を申し出る。その後、その作業従事者について、『有部律』では、住居を護る「守園人」と別に、浄業に携わる「浄人」と呼ばれる役職が設置された（清淨之業應可作之、不清淨事皆不應作。由作淨業故曰淨人、若防護住處名守僧園人[94]）、という話が展開する。

さて、その作業従事者（作人）の一人が盗賊となり、その者はサンガの儀礼のこと、浄人のいる建物に財物があることを知っていた（彼秋賊中有一作人、曾被苾芻驅使、諳知僧事、告諸賊曰、「竹林園處有淨人、坊多有財物[95]…）。そこで、賊は、夜に浄人たちの建物へ行き、浄人たちの持ち

物を奪う計画を立てた（即於其夜詣浄人坊、欲劫其物[96]）。

【有 B-②】その時、（【有 A-②】と同じように、）ピリンダヴァッチャを敬っていた天女が到来し、彼に「賊が浄人を襲おうとしています。聖者よ、慈悲により救護なさってください（有諸秋賊劫彼浄人。聖者、慈悲願爲救護[97]）」と伝えた。ピリンダヴァッチャは次のように考えた。「私が救ってやらねば、かの浄人は心に愁苦を生じるし、―詳細は上［述］の通り[98]―、私は今、神通力を示すべきだ（我不救者令彼浄人心生愁苦。廣説如上。我今宜可現神通力[99]）」と。そこで、ピリンダヴァッチャは、鉄の塀を化作し、浄人の建物をぐるりと取り囲ませた（於浄人坊化作鐵牆周匝圍遶[100]）。賊たちは、盗んだものを持って建物から出ようとした時、鉄の塀が堅く、脱出路が無いことを知った（賊徒持所盗物、欲出其坊。但、見鐵牆堅無出路[101]）。彼らは怯え、盗んだものを捨てると、僅かな間だけ、鉄の塀は姿を消した（心生惶怖、棄所盗物、於須臾頃不見鐵牆[102]）。そして、賊たちが盗品を携えると、鉄の塀が忽然として現れるのだった（是時賊徒還持盗物、所化鐵牆忽然復現[103]）。賊は次のように言い合った。「大威徳を具えた聖者が居るに違いない。これらの物を守るため神通力を示しているのだ。これらの物を棄ててすぐに逃げよう（汝等知不。必有聖者具大威徳、護斯物故、現此神通。我應棄物急共逃竄[104]）」と。賊が逃げ去ると、浄人たちは盗まれたものを探し、放置されているのを見つけて喜び、就寝した。

その夜、その天［女］は人々の夢に現れ、次のように告げた（是時彼天於其夢中、告諸人曰[105]）。「賊に盗まれずに済んだのは全て、聖者ピリンダヴァッチャの神通力のおかげだ（汝等不被秋賊之所劫盗、皆是聖者畢隣陀婆蹉神力所致[106]）」と。夜が明けると浄人たちは言い合った（既至天明共相謂曰[107]）。「私たちが財物を失わずに済んだのは聖者のお力だ。誰にでも慈しみの念を起こされる方だ。供養に参ろう（我等免失財物、皆是聖者恩力。更無餘人能起慈念、我等宜應略申供養[108]）」と。彼ら浄人は沐浴後に白衣を着て、装飾品や香りを身に着け、供養の品々を携えて竹林［精舎］に詣でた（咸共洗沐著鮮白衣、塗飾香鬘、持供養物、詣竹林中）。

【有 B-③】鄔波難陀（ウパナンダ）は夜明けに起きると、寺門を開けて、堂を掃除するなど様々な支度をして、楼閣に昇り鐘[109]を鳴らし四方を眺めると、遠くから綺麗に身支度を整えた人々が来訪するのを見た[110]。門を開けると見知った浄人であるのを見ると、「お前たちに夜明けに早く来いとは指示していないぞ。来た理由は何だ」と怒って言った[111]。そこで、浄人たちは「昨夜、聖者ピリンダヴァッチャが慈悲により守って下さらなかったら、私たちの財物は賊にすべて盗まれていたはずです」と答えた（浄人白曰、「聖者、我等昨夜、若無聖者畢隣陀婆蹉慈悲護念、我等財物被賊偸盡[112]」）。すると、鄔波難陀は「お前たちは、かの者（ピリンダヴァッチャ）の力に頼って、競わせ喧嘩をさせたのだな。私はかの者（ピリンダヴァッチャ）のために治罰法をなそう（汝恃彼力競騁諠譁、我爲彼人作治罰法[113]）」と。

鄔波難陀はその後、仲間である「六衆」すなわち「六群比丘」を呼び、ピリンダヴァッチャ

を次のように糾弾した。「賊が、浄人の建物にあった財物を盗み去ろうとしたのを、神通力でこれを留めたのは事実か」と（於淨人坊所有財物被賊偸去、神力奪留。是事虛實[114]）。

ピリンダヴァッチャがそれを認めると、六群比丘は【有 A-③】とほぼ同じ非難をする。すなわち、「上座は慈悲を有しておられるが、普遍的ではないとは知らなかった。浄人を哀れみ守ろうとし、秋賊を鉄の塀で囲った。また、他人（賊）が手にした物を強奪して留めた。あなたは既に罪を犯している。だから、しかるべく悔過すべきである（上座已住靜慮解脫勝樂。然我不知雖有慈悲不能普及。於淨人所愍而護念、於秋賊處圍以鐵牆、又他已攝物強奪而留。仁既犯罪、可如法悔[115]）」と。その直後に「廣説如上」（―詳細は上［述］の通り―）の句が置かれて省略される。【有 B-④】その後、世尊がピリンダヴァッチャに質問する。「お前はどんな心で神通力を現じて浄人の［財］物を留めたのか（汝、以何心現神通力留淨人物[116]）」と。

すると、ピリンダヴァッチャは出来事の詳細を述べた（畢隣陀婆蹉具以事白佛[117]）。それを聞いた世尊は、「この心で神通力を現じたピリンダヴァッチャは無犯である（畢隣陀婆蹉若作此心現神力者無犯[118]）」と比丘たちに告げた。この対話は【有 A-④】と逐語一致する。その後『有部律』は、次の無犯の定型句[119]を続けてこの話を結ぶ。「また無犯になるのは、最初にして戒が未制定の場合と、癡狂・心亂・痛惱に纏わりつかれた場合とである。［以上で］盗み（不與取）に関する学処を終える（又無犯者、最初未制戒、癡狂心亂痛惱所纏。不與取學處了[120]）」と。

3．おわりに

仏弟子ピリンダヴァッチャが登場する「金華鬘因縁譚」と「盗賊因縁譚」と呼ばれる２つの話は、パーリ律のみならず、他の複数の律に伝わる話であり、「彼の知名度の高さ」あるいは「この比丘の行動から見いだせる要素の重要度」が見て取れる。彼が登場する２つの話はいずれも、世尊によって、神通力の行使が咎められない（無犯とする）珍しい事例であるが、その理由は資料によって相違がみられることが解った。

一方で、資料間の共通点もあった。神通力によって誰かを助けるピリンダヴァッチャが、英雄視され称えられている点である。しばしば、その神通力の行使が、周囲の比丘たちによって糾弾される場合もあった。それは、ピリンダヴァッチャの行動が、比丘比丘尼に求められる伝統的な姿から逸脱していたからに他ならない。『有部律』では、糾弾する比丘たちが「六群比丘」という悪比丘たちであったと記述されていた。そこには、ピリンダヴァッチャの行動への支持が明確に示されており、罪に敏感であり慎み深い比丘像のみならず、罪を恐れず慈しみに基づき積極的に行動する比丘像にも価値を見出そうとした仏教僧団の姿勢が看取できる。

略号および参考文献

◇一次資料

ApTha: Apadāna Therāpadāna, Khuddaka-Nikāya, The Pali Text Society, 1927.

Ev: Etadagga vagga, Aṅguttara-Nikāya, 1, The Pāli Text Society, 1885.

Kavk: Ksemendra's Avadanakalpalata, vol. II, Buddhist Sanskrit Texts, 23, 1959.

MSV: Mūlasarvāstivādavinayavastu, edition by N. Dutt Gilgit Manuscript, vol.III.1, 1947.

SumAv: Sumāgadhāvadāna, by Iwamoto on the basis of the Nepalese manuscripts, Hozokan Verlag, 1968.

Th: Theragāthā, Khuddaka-Nikāya, The Pali Text Society, 1883.

Ud: Udāna, Khuddaka-Nikāya, The Pali Text Society, Oxford, 1982.

Vin: Vinaya-piṭakaṃ, 1, 3, 4, The Pāli Text Society, Oxford, 1993–1997.

T:『大正新修大蔵経』

『増一阿含経』：瞿曇僧伽提婆訳、vol.02, No.0125.

『佛説阿羅漢具徳経』：法賢訳、vol.02, No.0126.

『佛説給孤長者女得度因縁経』：施護訳、vol.02, No.0130.

『彌沙塞部和醯五分律』：佛陀什・竺道生訳、vol.22, No.1421.

『摩訶僧祇律』：佛陀跋陀羅・法顯訳、vol.22, No.1425.

『四分律』：佛陀耶舎・竺佛念訳、vol.22, No.1428.

『十誦律』：弗若多羅・羅什訳、vol.23, No.1435.

『根本説一切有部毘奈耶』：義淨訳、vol.23, No.1442.

『大智度論』：龍樹造・鳩摩羅什訳、vol.25, No.1509.

『阿毘達磨大毘婆沙論』：五百大阿羅漢造、玄奘訳、vol.27, No.1545.

『阿毘曇毘婆沙論』：迦旃延子造、五百羅漢・浮陀跋摩・道泰訳、vol.28, No.1549.

『妙法蓮華經文句』：智顗説、vol.34, No.1718.

◇二次資料

Bechert Heinz

［1958］"Grammatisches aus Apadānabuches." Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft: 108, pp.308–316.

Chaowarithreonglith Bunchird

［2005］「Anguttara Nikaya にみられる出家者と在家者の役割― Etadaggavagga における「是第一弟子」を中心として―」『印度學佛教學研究』54(1), pp.477–474.

Clark, Chris

［2015］A Study of the Apadāna, Including an Edition and Annotated Translation of the Second, Third and Fourth Chapters. Unpublished PhD thesis: University of Sydney.

G.P. Malalasekera

［2003］Dictionary of Pāli proper names, v. 2, Asian Educational Services.

V. Trenckner

［1924］A Critical Pāli Dictionary (CPD), The royal danish academy of sciences and letters.

赤沼智善

［1967］『印度佛教固有名詞辞典』法藏館.

井上綾瀬

［2012］「尽形寿薬に関する諸律因縁譚の比較研究」『印度學佛教學研究』43(2), pp.194-197.
奥村浩基
［2008］「非時食学處の成立背景」『印度學佛教學研究』56(2), pp.187-190.
春日礼智
［1971］「六群比丘と十七群比丘」『印度学仏教学研究』20(1), pp.342-347.
菅野博史
［2016］『法華文句（Ⅰ）』第三文明社.
工藤順之
［2014］「ギルギット本『スマーガダー・アヴァダーナ』について」『印度學佛教學研究』63(1), pp.357-351.
佐々木閑
［1994］「『摩訶僧祇律』の構造-序-」『印度學佛教學研究』42(2), pp.962-956.
定方晟
［1974］「仏教と剃髪」『印度學佛教學研究』23(1), pp.55-60.
立入聖堂
［2010］「パーリ律に見られる gilana と abadha」『印度學佛教學研究』59(1), pp.342-339.
龍口明生
［1989］「『四分律』調部に関する問題点」『印度學佛教學研究』37(2), pp.552-558.
［1994］「balavā puriso を含む定型句の検討」『パーリ学仏教文化学』7, pp.51-64.
冨増健太郎
［2006］「「畜七日薬過限戒」の研究」『パーリ学仏教文化学』20, pp.65-74.
中村元
［1991］『仏弟子の生涯　決定版（中村元選集, 原始仏教３, 第13巻）』春秋社.
平岡聡
［2006］「慈悲としての神通・神変―有部系説話文献の用例を中心に―」『日本佛教學會年報』72, pp.63-76.
平川彰
［1993］『二百五十戒の研究２』春秋社.
藤本晃
［2011］『ブッダの神通力　禅定と六神通と悟りへの道』株式会社サンガ.
松田真道
［1981］「執事人 veyyavaccakara と守園人 aramika」『印度學佛教學研究』30(1), pp.124-125.
森章司
［2003］「原始仏教聖典におけるバラモン修行者」『中央学術研究所紀要』モノグラフ篇　No.7.
［2013］「サンガと律蔵諸規定の形成過程」『中央学術研究所紀要』モノグラフ篇　No.18.
八尾史
［2013］『根本説一切有部律薬事』連合出版.
矢島道彦
［2010］「［研究余話］インドの図像を読む―見かけ上とじっさいの意味―」『パーリ学仏教文化学』24, pp.131-141.
山極伸之
［1999］「律蔵にあらわれる ārāmika」『印度學佛教學研究』47(2), pp.173-178.

山中行雄
［2015］「パーリ語の未来形について」『印度學佛教學研究』63(3), pp.1236-1242.
芳村博実
［1988］「信解（Adhimukti）の対象となる仏陀（Buddha）」『日本仏教学会年報』53, pp.51-66.

註

① 下表の「首陀羅」に該当する文献より。
② T1545.27.77a28-29.
③ T1509.25.251b05.
④ 本稿ではピリンダヴァッチャを主人公とした因縁譚、話中に登場して物語を大きく動かした因縁譚のみ挙げている。諸律の医療器具の使用許可の部分にも複数登場するが、今回は使用していない。
⑤ 拙稿（2024）「仏弟子ピリンダヴァッチャ（Pilindavaccha）の研究」（2023年度龍谷大学文学研究科修士論文）.
⑥ これらの文献に関して、文献での表記は６つあることを確認している。
パーリ文献では「Pilindavaccha」、
サンスクリット文献では「Pilindavatsa」、
『四分律』『彌沙塞部和醯五分律』『十誦律』『摩訶僧祇律』『妙法蓮華経文句』では「畢陵伽婆蹉」、
『根本説一切有部律』では「畢隣陀婆蹉」、
『大智度論』では「必陵伽婆蹉」、
『阿毘達磨大毘婆沙論』では「畢陵伽筏蹉」である。
⑦ 原文の異読が必要な場合にのみビルマ第六結集版を使用している。
⑧ 『摩訶僧祇律』に七日薬の記述はあるが、ピリンダヴァッチャの言及は無いため該当しない。
⑨ Vin, vol.1, PTS, pp.207-209.
⑩ この「番号」には、他の律との比較を容易にするため、『パーリ律』の話であることを表す「P」を付す。他の資料を挙げる際にも同様に、資料名中の頭の文字を番号の前に付す。
⑪ Mv.VI.15.5.
⑫ kuto amhākaṃ duggatānaṃ mālā, kuto alaṃkāro 'ti.（Mv.VI.15.5）.
⑬ 『パーリ律』（Mv.VI.15.6）の当該箇所は次のような文章である。なお、訳中の「女守園人」は少女の母親である。
「すると具寿ピリンダヴァッチャは一つの草輪（tiṇaṇḍupakaṃ）を取ってその女守園人にこのように言った。『さあ、この草輪をかの娘の頭に結ぶべし』と。そしてかの女守園人はその草輪を取って、かの娘の頭に結んだ。それは黄金の華鬘となり、麗しく、美しく、端正で、王の後宮においてもそのような黄金の華鬘は無いものだった。」
（atha kho āyasmā Pilindavaccho aññataraṃ tiṇaṇḍupakaṃ gahetvā taṃ ārāmikiniṃ etad avoca: hand'; imaṃ tiṇaṇḍupakaṃ tassā dārikāya sīse paṭimuñcā 'ti. atha kho sā ārāmikinī taṃ {tiṇaṇḍupakaṃ} gahetvā tassā dārikāya sīse paṭimuñci. sā ahosi suvaṇṇamālā abhirūpā dassanīyā pāsādikā, n'; atthi tādisā rañño pi antepure suvaṇṇamālā）.
⑭ Mv.VI.15.6.
⑮ Mv.VI.15.7の原文は次の通り。etissā bhante suvaṇṇamālāya kāraṇā raññā bandhāpitan ti. atha kho āyasmā Pilindavaccho yena rañño Māgadhassa Seniyassa Bimbisārassa nivesanaṃ

ten' upasaṃkami, upasaṃkamitvā paññatte āsane nisīdi.

⑯ Mv.VI.15.8.

⑰ 芳村博実[1988]は、ここにおける adhimucci を詳しく検討しつつ、「その直接的意味内容は、『ある事柄を心の中に描きつつ、それを精神集中によって対象として実現する心の働き』である」とし、さらに「消極的なものではなく、積極的に『自己の願いを具体的な姿をもって実現させる心の作用』である」とする。

⑱ Mv.VI.15.8.

⑲ T1421.22.31a11-b18.

⑳ 漢訳当該箇所の記述は以下の通り。尚、「　」と読点は筆者。

時畢陵伽見牛噉草、語其母言、「取少草來」。即取與之、畢陵伽便結草變成二金華鬘、與彼女母語言、「天下有二種金勝。閻浮檀金及神足所化。汝可持此與女令著」。彼女得已極大歡喜、便著出入、人無不羨。(T1421.22.31a15).

㉑ T1421.22.31a20-21.

㉒ 原文は次の通り。

時有一人、見生憎嫉即白瓶沙王、「某村某家得好伏藏。其女所著華鬘天下無比、大王後宮之所未有」。(T1421.22.31a22-23).

㉓ T1421.22.31b07.

㉔ T1421.22.31b08.

㉕ T1421.22.31b11-12.

㉖ T1421.22.31b12-13.

㉗ T1421.22.31b14-15.

㉘ T1421.22.31b16-17.

㉙ T1425.22.467a29-b19.

㉚ 尊者即化作種種衣服・珠寶・瓔珞金銀校飾、與已便去。(T1425.22.467b05-06).

㉛ T1425.22.467b07.

㉜ T1425.22.467b08-09.

㉝ T1425.22.467b09-10.

㉞ 諸比丘聞已、見畢陵伽婆蹉現異乃至放牧女被執、「應作擧羯磨」。即集比丘僧、世尊乘神足來、知而故問、「汝、作何等」。答言、「世尊、畢陵伽婆蹉現異乃至放牛女被執」。(T1425.22.467b12-13).

㉟ T1425.22.467b16-17.

㊱ T1425.22.467b17-18.

㊲ T1425.22.467b18-19.

㊳ 七日薬因縁譚、金華鬘因縁譚、盗賊因縁譚では比丘以外に神通力を大々的に見せており、かつ世尊が神通力行使に対して罪としていないことから、神通力を人前で行使することを禁じる栴檀木の鉢の話（Vin. vol.2, Cullavagga, pp.110.27-112.17.）よりも前の出来事ではないかと仮定できる。そうでない場合、平岡[2006]では、緊急時や気遣いにおける神通力を行使した例を挙げており、金華鬘を化作したことと盗賊から救った部分は気遣いと緊急時に当てはまると考えられる。また七日薬因縁譚の最後に村人に神変を現じて示したことについても、冤罪とされていた家族の名誉挽回のための気遣いと解釈することもできるだろう。

㊴ tena kho pana samayena Bārāṇasiyaṃ āyasmato Pilindavacchassa upaṭṭhākakulaṃ corehi upaddutaṃ hoti dve ca dārakā nītā honti. atha kho āyasmā Pilindavaccho te dārake iddhiyā ānetvā pāsāde ṭhapesi. manussā te dārake passitvā ayyassāyaṃ Pilindavacchassa iddhānubhāvo

'ti āyasmante Pilindavacche abhippasīdiṃsu. bhikkhū ujjhāyanti khīyanti vipācenti: kathaṃ hi nāma āyasmā Pilindavaccho corehi nīte dārake ānessatīti. bhagavato etam atthaṃ ārocesuṃ. anāpatti bhikkhave iddhimantassa iddhivisaye 'ti. ‖47‖（Vin, vol.3, PTS, p.67）.

㊵ T1428.22.980a12-b06.
㊶ T1428.22.980a14.
㊷ T1428.22.980a20.
㊸ T1428.22.980a20-21.
㊹ 龍口明生[1994]を参照。
㊺ T1428.22.980a21-22.
㊻ T1428.22.980a22.
㊼ T1428.22.980a22-24.
㊽ T1428.22.980a28-29.
㊾ T1428.22.980b02-03.
㊿ T1428.22.980b05.
(51) T1428.22.980b05-06.
(52) T1428.22.980b06.
(53) T1425.22.467b20-c11.
(54) T1425.22.467b27-28.
(55) T1425.22.467c01.
(56) T1425.22.467c02.
(57) T1425.22.467c02-03.
(58) T1425.22.467c03-04.
(59) T1425.22.467c04-05.
(60) T1425.22.467c05-06.
(61) T1425.22.467c06.
(62) T1425.22.467c08.
(63) T1425.22.467c08-10.
(64) T1425.22.467c10.
(65) T1435.23.432c23-433a05.
(66) 話の前に付した番号については、こちらを【十 A-①】などとし、2つ目の因縁譚を【十 B-①】などとする。
(67) 長老畢陵伽婆蹉常出入一檀越舎、有一小兒、比丘到其舎時、一小兒接足作禮接足而起。是小兒在水岸邊立戲。有船、賊來漸漸誘進上船。（T1435.23.432c23-26）.
(68) T1435.23.432c26-27.
(69) 小兒見以如常法接足作禮、各以兩手捉一足。是長老即時飛去、小兒隨去到舎。（T1435.23.432c27-29）.
(70) 諸比丘到畢陵伽婆蹉所言、「汝得波羅夷」。畢陵伽婆蹉言、「何以故」。諸比丘言、「是小兒屬賊、汝便奪故」。（T1435.23.432c29-433a02）.
(71) T1435.23.433a03.
(72) T1435.23.433a04.
(73) T1435.23.433a04-05.
(74) T1435.23.433a06-16.

⑮ T1435.23.433a08-09.
⑯ T1435.23.433a09-10.
⑰ T1435.23.433a10-11.
⑱ T1435.23.433a13.
⑲ T1442.23.650b19-651a27.
⑳ T1442.23.650b25-26.
㉑ T1442.23.650c05-08.
㉒ T1442.23.650c12.
㉓ T1442.23.650c12-14.
㉔ T1442.23.650c15.
㉕ T1442.23.650c20-22.
㉖ 六群比丘（六衆苾芻）は、仏教僧団の中で良からぬことを行う、いわゆる「悪比丘」の代表格で、しばしば釈尊からも叱責される集団である。cf. 春日礼智[1971].
㉗ T1442.23.651a08-11.
㉘ T1442.23.651a21-23.
㉙ T1442.23.651a25-26.
㉚ T1442.23.651a26.
㉛ T1442.23.651a27.
㉜ T1442.23.650c05-08.
㉝ T1442.23.651a28-652c01.
㉞ T1442.23.651c24-26.
㉟ T1442.23.652a08-10.
㊱ T1442.23.652a15-16.
㊲ T1442.23.652a17-18.
㊳ 「廣説如上」という表現で省略されたのは、【有 A-②】に含まれる「不敬信人聞而心悦。其敬信者或生追悔。往來之者被賊將去、誰復更肯入竹林中。」（T1442.23.650c06-08）であろう。
㊴ T1442.23.652a19-20.
㊵ T1442.23.652a21.
㊶ T1442.23.652a21-22.
㊷ T1442.23.652a22-23.
㊸ T1442.23.652a23-24.
㊹ T1442.23.652a25-26.
㊺ T1442.23.652b01-02.
㊻ T1442.23.652b02-03.
㊼ T1442.23.652b03-04.
㊽ T1442.23.652b04-05.
㊾ 原文では「健稚」である。「鐘」という訳については、矢島道彦[2010]を参照した。
㊿ 時鄔波難陀晨朝起已、執持鎖鑰、欲開寺門、屏除燈燭、塗掃堂宇、敷設座席、於窣堵波香花供養、昇上閣鳴健稚四顧而望。遙見諸人、著鮮白衣香鬘莊飾。鄔波難陀便生是念、「彼諸來者是何居士・商主・富人晨朝至此」。（T1442.23.652b06-11）.
(51) 既近門已知是淨人、鄔波難陀便生瞋怒、遙告之曰、「我未令汝晨旦早來、何因至此」。（T1442.23.652b11-13）.

⑫ T1442.23.652b13–15.
⑬ T1442.23.652b15–16.
⑭ T1442.23.652b18–20.
⑮ T1442.23.652b20–23.
⑯ T1442.23.652b26.
⑰ T1442.23.652b26–27.
⑱ T1442.23.652b27–28.
⑲ 龍口明生［1989］を参照。
⑳ T1442.23.652b28–29.